

能美市公式キャラクターのイラスト・ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、能美市の認知度及び好感度向上を図ることを目的に作成した能美市公式キャラクター「ひぼ能ん」及び「ゆず美ん」(以下「公式キャラクター」という。)のイラスト及びロゴマーク(以下「イラスト等」という。)並びに公式キャラクターの写真及び動画(以下「写真等」という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、公式キャラクターのイラスト等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に示す、基本デザイン及びその展開デザインとして市長が別に定めるもの
- (2) 別図第2に示す、ロゴマークのデザイン
- (3) イラスト等から作成した立体物

2 キャラクターのデザインの詳細については、能美市が作成した「能美市公式キャラクター「ひぼ能ん」「ゆず美ん」使用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に定めるものとする。

(イラスト等及び写真等の使用に関する権利)

第3条 イラスト等に関する一切の権利は、市に属する。

2 写真等の使用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として承諾しない。ただし、能美市の認知度及び好感度向上を図ることに特に効果があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用の申請)

第4条 イラスト等を使用しようとする者は、市長に、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、イラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用承認申請の手続きを省略することができる。

(1) 市の機関が使用する場合

(2) 国又は他の地方公共団体若しくは公益法人その他これらに類するものが使用する場合

(3) 市が後援し、又は公式キャラクターの着ぐるみが出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

(4) その他市長が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の使用が著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、使用申請を要しない。

3 第3条第2項ただし書に規定する写真等の使用については、第5条第1項の規定を準用する。この場合において、第6条から第18条までに規定する「イラスト等」は「写真等」に読み替えるものとする。

(使用の承認)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用を承認するものとする。この場合において、市長はイラスト等の使用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 市長は、前項に規定する使用の承認を行った場合は、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

3 イラスト等の使用承認期間は、承認を受けた日の属する年度末までとする。

(使用承認の制限)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、申請者のイラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

- (2) 市の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(市を除く。)、商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、能美市の認知度及び好感度向上に特に効果があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7) イラスト等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 公式キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10) その他、市長がイラスト等の使用が適当でないとする場合

2 市長は、前項の規定により前条の承認を行わない場合は、能美市公式キャラクターのイラスト等使用不承認通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(使用承認内容の変更等)

第8条 第6条の規定により使用の承認を受けた者が、使用承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、変更についての承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての承認を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する変更についての承認を行った場合は、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認変更通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 イラスト等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するイラスト等は、原則としてガイドラインに準じたものとする。
- (2) 公式キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

2 第6条第2項又は第8条第3項の規定による承認(以下「使用承認」という。)を受けた者は、前項に規定する事項に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の使用が能美市の認知度及び好感度向上に繋がるよう留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の使用にあたっては、使用承認を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 原則として、使用承認を受けた物品等には「©能美市」の表記を付すること。
ただし、市が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用承認を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を交わすとともに、使用承認を受けた者の責任において、数量管理の徹底を図ること。
- (7) 当該使用承認に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。
ただし、完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合の対象物については、市長が別に指示する。
- (8) 市長が行う売上調査その他照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

(使用承認期間の更新)

第10条 使用承認を受けた者は、イラスト等の使用承認期間終了後14日以内に、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認継続申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出することにより、使用承認期間の継続を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による継続申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該

申請が適正と認められるときは、使用承認期間の更新を行うことができる。

- 3 市長は、前項に規定する使用承認期間の継続についての使用承認を行った場合は、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認通知書(継続)(様式第7号)により使用者に通知するものとする。

(使用料)

- 第11条 イラスト等の使用料については、無料とする。

(報告)

- 第12条 使用承認を受けた者は、イラスト等の使用承認期間終了後14日以内に、キャラクター等の使用状況について能美市公式キャラクターのイラスト等使用商品等販売状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(使用承認の取消し等)

- 第13条 市長は、使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

(1) 提出した申請書、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認変更申請書、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認継続申請書又は能美市公式キャラクターのイラスト等使用商品等販売状況報告書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第7条第1項各号の規定に該当するに至った場合

(3) 第9条の遵守事項に違反した場合

(4) その他使用承認の継続が不相当であると認められた場合

- 2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認取消し通知書(様式第9号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

- 3 前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、使用対象物等に使用承認取消しの日からイラスト等を使用することができないものとする。

- 4 市長は、使用承認の取消しを受けた者に対して、使用承認の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

- 5 市長は、前3項の規定により、使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、

一切の責任を負わないものとする。

6 市長は、第1項の規定により使用承認の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使用承認申請について、必要と認める期間、当該使用承認を行わないことができるものとする。

7 市長は、使用承認を受けずにイラスト等を使用した者が行う使用承認の申請について、前項の規定を適用することができるものとする。

8 前2項に定める市長が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については市が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(申請等の取下げ)

第14条 第4条及び第8条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、能美市公式キャラクターのイラスト等使用承認申請等取下申請書(様式第10号)を市長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(使用の非独占性等)

第15条 この告示による使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とすること等においてイラスト等を独占して使用する権利を付与するものではないものとする。また、使用者や使用対象物等について、市が推奨を行うものではないものとする。

(経費等の負担)

第16条 市は、この告示による使用承認の申請及び使用承認の内容に係る変更申請並びにイラスト等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第17条 市長は、使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずること

ができるとともに、必要な法的措置をとることができるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別図第1



(ひぼ能ん)

(ゆず美ん)

別図第2 ひぼ能ん・ゆず美んロゴマーク

(1) ひぼ能ん

ひぼ能^のん

(2) ゆず美ん

ゆず美^みん